
令和 8 年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導

柏市指導監査課

目次

1. 令和 8 年度報酬改定事項-----	3
2. 主な減算について-----	8
3. 就労選択支援の創設-----	1 2
4. 運営指導の目的及び周期-----	1 3
5. 運営指導の流れ-----	1 4
6. 運営指導の重点指導事項-----	1 5
7. 運営指導における主な指摘事項-----	1 6
8. 本市が行った行政処分について-----	3 2
9. 質問方法等について-----	3 4
1 0. メールアドレスの登録について-----	3 4
1 1. 指定内容変更等に係る届出に関する注意事項について-----	3 5
1 2. 介護給付費等の算定（加算等）に係る届出に関する注意事項について-----	3 8

1. 令和8年度報酬改定事項（1）

① 処遇改善加算の拡充

- ・ 処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから**障害福祉従事者に拡大**する（加算率の引上げ）。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
- ・ **計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設**する。
- ・ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

1. 令和 8 年度報酬改定事項（2）

②就労移行支援体制加算の見直し

- ・ 一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- ・ 同一事業所だけではなく、他の事業所において**過去 3 年間で算定実績がある利用者**について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、**算定不可**であることを明確化する。

1. 令和 8 年度報酬改定事項（3）

③就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準の見直し

- ・基本報酬区分の基準額引き上げ（引き上げ幅は、全国平均値の上昇幅の1/2である 3 千円に留める）。

- ・令和 6 年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外。

- ・見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が 3 %程度に収まるよう中間的な区分を新設。

- ・令和 6 年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く。

1. 令和8年度報酬改定事項（4）

④応急的な報酬単価の特例

- ・対象サービス

就労継続支援B型，共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型），児童発達支援，放課後等デイサービス

- ・対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所

- ・対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ，一定の収支差率を確保できる水準となるよう，それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。

1. 令和8年度報酬改定事項（5）

【参考】

- ・厚生労働省

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00013.html

- ・こども家庭庁

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/r8hoshukaitei>

2. 主な減算について（1）

- ・ **情報公表未報告減算**

情報公表制度に基づく報告が未実施の場合

- ・ **業務継続計画未策定減算**

感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合

- ・ **身体拘束廃止未実施減算**

身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録，②委員会の定期開催，③指針の整備，④研修の実施）を講じていない場合

2. 主な減算について（2）

・虐待防止措置未実施減算

次の基準を満たしていない場合

- ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに，その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者欠如減算

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合

2. 主な減算について（3）

- ・ **個別支援計画未作成減算**

個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていない場合

- ・ **自己評価結果等未公表減算**

義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

【参考】

ガイドラインに基づく自己評価結果等の公表に係る届出

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jikohyouka.html>

2. 主な減算について（4）

・ 支援プログラム未公表減算

義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合

【参考】

支援プログラムの公表に関する届出

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/shogai/syougai/jituusyo/sienpuroguramu.html>

・ 自己評価未公表減算

スコア方式による評価内容が未公表の場合（就労継続支援 A 型）

3. 就労選択支援の創設

令和7年10月より、就労選択支援が創設された。
就労選択支援員は、国が主催する「就労選択支援員養成研修」を修了している必要がある。

令和9年度末までは、経過措置として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」（以下「基礎的研修」という）又は基礎的研修と同等以上の研修を修了した者については、就労選択支援員養成研修を修了しなくとも、就労選択支援員の業務に従事できることとされている。

【参考】

就労選択支援について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

4. 運営指導の目的及び周期

①目的

- ・運営基準の周知を図るため。
- ・サービス提供の質を確保するため。
- ・給付費の適正化を図るため。

②周期

- ・原則 **6 年（指定有効期間内）に 1 回。**
- ・例外として、**就労継続支援 A・B 型及び共同生活援助並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスにあたっては、3 年に 1 回。**
- ・状況に応じて、これらの周期以外にも運営指導を実施することあり（指定後間もない事業所等）。

5. 運営指導の流れ

- ①実施日の約 2 か月前に、指導監査課から事業所へ実施通知を送付。（※原則、**実施日の変更は不可**。）
- ②事業所は、実施日の約 1 か月前までに、事前提出書類を指導監査課へ提出。
- ③実施日当日は、指導監査課職員が事業所へ訪問する。
- ④実施日の約 1 か月後に、指導監査課から事業所へ結果通知を送付。

【参考】

障害福祉サービス事業所等の運営指導

https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jigyosha/welfare_hc/shogaifukushi/jicchishido.html

6. 運営指導の重点指導事項

運営上必要な、**人員に関する基準**、**設備に関する基準**、**運営に関する基準**を遵守しているか確認。

また、各サービスにおける**基本報酬及び加算の適正な算定**について、当該算定にあたり根拠とする記録等を確認し、適正な請求事務を行っているか確認。

7. 運営指導における主な指摘事項（1）

①令和7年度に行った運営指導について

- ・実施期間

令和7年6月から令和8年1月まで

- ・対象数

指定していた全635サービスのうち、149サービス。

- ・指摘区分

「文書指摘」として指摘に対する改善報告を求めるもののみ通知。

- ・指摘件数

講評事項は803件、うち文書指摘は72件。

7. 運営指導における主な指摘事項（2）

②個別支援計画について

- ・ 相談支援事業所へ個別支援計画を交付していない。

交付されたことがわかるよう記録すること。

- ・ 加算や報酬区分の算定に当たって要件となる個別支援計画への記載がない。

- ・ 個別支援計画の原案の作成がない。

利用者の自己決定の尊重や意思決定の支援の配慮から、個別支援計画の作成・交付過程を明らかにすること。

7. 運営指導における主な指摘事項（3）

【個別支援計画の作成に係る事務おさらい①】 ※出典：厚労省HP

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

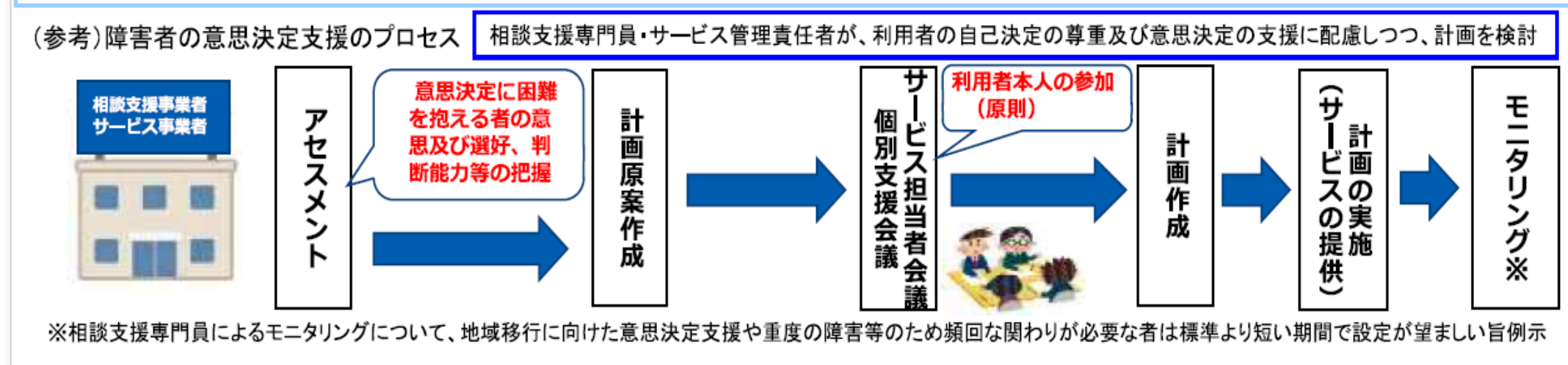
【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

7. 運営指導における主な指摘事項（4）

【個別支援計画の作成に係る事務おさらい②】 ※出典：厚労省HP



このフローに基づき、運営指導では次の内容を確認している。

- ・アセスメントの記録
- ・個別支援計画の原案
- ・個別支援会議の記録（会議により原案がどのように修正されたか等）
- ・個別支援計画の本案
- ・モニタリングの記録

7. 運営指導における主な指摘事項（5）

③衛生管理等について

- ・感染症等のまん延防止のための委員会が開催されていない。

おおむね**3月に1回以上**（訪問系・相談系サービスは、おおむね**6月に1回以上**）の開催が必要。

- ・感染症等のまん延防止のための指針が整備されていない。

- ・感染症等のまん延防止のための研修及び訓練が実施されていない。

おおむね**年2回以上**（訪問系・相談系サービスは、おおむね**年1回以上**）の実施が必要。

7. 運営指導における主な指摘事項（6）

④身体拘束等の禁止及び虐待の防止について

- ・身体拘束等の禁止及び虐待の防止のための委員会が開催されていない。

年1回以上の開催が必要。

- ・身体拘束等の禁止及び虐待の防止のための指針が整備されていない。

- ・身体拘束等の禁止及び虐待の防止のための研修及び訓練が実施されていない。

年1回以上の開催が必要。

7. 運営指導における主な指摘事項（7）

⑤業務継続計画について

- ・ **業務継続計画（BCP）（感染症編）が策定されていない。**

業務継続計画は「非常災害」や「感染症」の発生時に備え、継続的に利用者にサービスが提供でき、かつ、早期の業務再開のため、策定が必要となっている。「衛生管理」の観点から「感染症等のまん延防止のための指針」のみ策定し、BCPの観点からの項目の策定を漏れないようにすること。**未策定は減算の対象**。定期的な見直し（その結果の計画の変更）や、研修及び訓練も実施が必要。研修及び訓練は**年1回以上**（指定障害者支援施設は**年2回以上**）の実施が必要。感染症等のまん延防止のための研修や訓練と一体的な実施も可。

7. 運営指導における主な指摘事項（8）

⑥安全計画について

（対象サービス：児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）

・安全計画が策定されていない。

利用児童の安全のため，設備の安全点検，事業所外での活動等を含めた生活等における安全に関する指導，従業員の研修及び訓練等についての計画策定が必要。各年度において，当該年度が始まる前に安全計画を定めること。

7. 運営指導における主な指摘事項（9）

・安全計画に基づいて実施した取組の内容等について、保護者に対して周知していない。

事業所等の活動や環境，安全のルール等について，保護者にも説明し理解してもらうことは，事故の防止にも繋がるため重要であり，周知すること。また，事業所等内や活動における事故のリスクや事故発生時の対応を含む事業所等の安全管理について，契約時等に保護者に説明しておくことも重要。

7. 運営指導における主な指摘事項（10）

【参考】

- ・ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- ・ 各種ガイドライン・手引き等について
https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki

7. 運営指導における主な指摘事項（11）

⑦帰宅時支援加算について

（対象サービス：自立訓練（生活訓練），共同生活援助）

・個別支援計画に基づき利用者の状況を把握し，その内容について記録すること。

利用者が家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が3日以上の場合（外泊の初日及び最終日を除く）であって，帰省に伴う**家族等との連絡調整**や**交通手段の確保等の支援**及び利用者の居宅等における**生活状況等を十分把握する**と共に，その内容について記録を行った場合に算定できる。

7. 運営指導における主な指摘事項（1 2）

- ・ 帰宅期間を数える注意点

- (1) 外泊する初日や最終日は帰宅期間の算定に入れない。
- (2) 1 回の土日だけ帰省する場合には算定できない。
- (3) 1 ヶ月の間に複数回帰宅して、その合計帰宅日数に応じて加算の算定を行う。

7. 運営指導における主な指摘事項（13）

⑧特定事業所加算について

（対象サービス：居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護）

・全従業者が，事業者の負担により健康診断を受診した事実を記録をすること。

・計画に基づき従業者に対して研修を行った事実を記録すること。

7. 運営指導における主な指摘事項（14）

- ・ 特定事業所加算の各算定要件

- (1) サービス提供体制の整備（研修の計画的実施，情報の的確な伝達等）

- (2) 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）

- (3) 重度障害者への対応（区分5以上である者，喀痰吸引等を必要とするもの並びに重症心身障害児及び医療的ケア児が30%以上）

- (4) 中重度障害者への対応（区分4以上である者，喀痰吸引等を必要とするもの並びに重症心身障害児及び医療的ケア児が50%以上）

7. 運営指導における主な指摘事項（15）

⑨設備について

- ・各部屋の使用用途が変わった場合、変更届を提出すること。
- ・相談室は専用の区画を設けること。

⑩人員について

- ・サービス提供時間を通じて、利用者数に応じた基準人員の配置を行うこと。

7. 運営指導における主な指摘事項（16）

⑪その他について

- ・ 法定代理受領による給付費の入金があった際は、その額を利用者へ通知すること。

- ・ 数か月にわたり個別支援計画に記載しているサービスの所要時間と提供実績の時間に乖離が生じている場合は、個別支援計画の内容を速やかに見直すこと。

8. 本市が行った行政処分について

事業所種別	処分内容	主な処分理由	不正請求額
居宅介護・重度訪問介護・同行援護	指定取消令和4年	サービス提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領したため	約690万円
児童発達支援・放課後等デイサービス	指定取消令和6年	サービスの提供を行っていなかったにもかかわらず、サービス提供を行っていたとする虚偽のサービス提供実績記録表を作成し、障害児通所給付費を不正に請求し受領したため	約1,030万円
放課後等デイサービス	指定取消令和6年	児童発達支援管理責任者が欠けていたにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算の算定を忌避したため	約1,974万円
児童発達支援	指定取消令和7年	児童発達支援管理責任者が欠けていたにもかかわらず、児童発達支援管理責任者の欠如減算及び児童発達支援計画の未作成減算の算定を行わなかったため	約6,768万円

※加算金を除く。事案によっては、他市返還額は含んでいない場合がある。

9. 質問方法等について

①メールによる問合せのお願い

運営や報酬に関する質問等については、メールにより行うこと。件名は「【質問】事業所名・サービス種類」とし、本文に「担当者名、連絡先」を記載すること。宛先は、以下のとおり。

柏市指導監査課：info-shdk@city.kashiwa.chiba.jp

②注意事項

- ・基準に基づいた回答が必要であるため、回答までに時間を要する場合がある。時間に余裕を持って問合わせること。
- ・提出期限の直前は問合せが集中し、本市からの回答時期は約束できないため注意すること。

10. メールアドレスの登録について

・事業所単位でのメールアドレスの登録について、管理者等の個人のメールアドレスを、事業所のメールアドレスとして当市に登録されている事業所が見受けられる。その場合、管理者等が変更した際に、連絡が取れなくなる可能性があるため、**事業所固有のメールアドレスの作成・登録**すること。

・メールアドレスの変更があった際は、変更後のメールアドレスを報告すること。件名は「【アドレス変更】事業所名・サービス種類」とし、本文に「変更後のメールアドレス、担当者名、連絡先」を記載すること。宛先は、以下のとおり。

柏市指導監査課：info-shdk@city.kashiwa.chiba.jp

1 1. 指定内容変更等に係る届出に関する 注意事項について（1）

- ・届出書は、**変更があってから10日以内（必着）**に、メールにて提出すること。
- ・実務経験証明書を後日郵送する場合は、その旨をメールに記載し報告すること。
- ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の変更（**実践研修受講のための実務経験期間を半年へ短縮するための変更**）については、**事前の届出が必要**であるため、配置前に届出を提出すること。

1 1. 指定内容変更等に係る届出に関する 注意事項について（2）

- ・届出書における変更日の未記載や、添付資料の不足等が散見される。また、届出事由が異なっても、変更日が同じであれば届出書は1通でよいとため、これらの点について、提出前によく確認すること。

- ・令和8年4月より、障害福祉サービス等事業者が自治体に対して行う指定申請等の手続について、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等（**標準様式等**）により行うための法令上の措置が講じられた。最新の様式はホームページに掲載しているため、確認を行うこと。

1 1. 指定内容変更等に係る届出に関する 注意事項について (3)

【参考】

- ・ 指定障害福祉サービスの変更・廃止等における必要書類
https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jigyosha/welfare_hc/shogaifukushi/henkohaishi.html
- ・ 指定障害児通所支援事業所の変更・加算の届出
https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jigyosha/welfare_hc/tsushoshien/henkokasan.html

1 2. 介護給付費等の算定（加算等）に係る届出に関する注意事項について（1）

- ・届出書は、**提出期限（必着）までに**、柏市が指定した回答方法により行うこと。（※通常は電子メール。対象により異なる場合は別途通知する。）
- ・柏市では、届出のあった加算の算定を可とした場合でも、その旨のお知らせは行っていない。
- ・届出資料から加算の要件を確認できない場合、加算の算定をすることはできない。届出の前に、加算の要件を満たしているか、よく確認すること。

12. 介護給付費等の算定（加算等）に係る届出に関する注意事項について（2）

- ・ 減算の届出は**減算事由が生じてから速やかに**行うこと。
- ・ 届出書の異動年月日や、体制届状況一覧表の適用開始日が空欄であったり、日付の記載が誤っていることが多い。また、添付資料相互に数値の整合性がとれていない事例が散見される。
- ・ 各基本報酬及び加算に関する届出書について、異動区分に応じた届出書が存在するかどうかを確認すること。終了の場合でも、届出書を添付する必要があることもあるため、届出の前によく確認すること。

1 2. 介護給付費等の算定（加算等）に係る届出に関する注意事項について（3）

- ・勤務形態一覧表について、**「常勤」「非常勤」**の区別ができていない。（※あくまで当該事業所の中で勤務時間が常勤の勤務時間に達しているかどうか）

- ・勤務形態一覧表について、**「専従」「兼務」**の区別ができていない。（※あくまで当該事業所の中で複数の職種を兼ねているかどうか）

今一度、提出する前に、記入漏れ，記入誤り，不足書類がないか等をよく確認すること。

1 2. 介護給付費等の算定（加算等）に係る届出に関する注意事項について（4）

【参考】

- ・ 介護給付費等の算定(加算等)に係る届出の提出及び様式一覧
https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jigyosha/welfare_hc/shogaifukushi/kaigikyufuhi.html
- ・ （障害福祉）福祉・介護職員処遇改善加算
https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jigyosha/welfare_hc/shogaifukushi/shogukaizen.html
- ・ 指定障害児通所支援事業所の変更・加算の届出
https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jigyosha/welfare_hc/tsushoshien/henkokasan.html